

平成 28 年 9 月 12 日小方地域まちづくり対策特別委員会 議事録

11 時 05 分 開会

○細川委員長 皆さん、こんにちは。定足数に達しておりますので、ただいまより小方地域まちづくり対策特別委員会を開会いたします。

開会に当たりまして市長がお見えになっておりますので御挨拶があればお願いいたします。

市長。

○入山市長 小方地域まちづくり対策特別委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○細川委員長 ありがとうございます。それではお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程 1、地方創生加速化交付金申請事業についてを議題といたします。

皆様のところに資料があると思いますが、これに従ってということになると思いますが、執行部より説明をお願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 地方創生加速化交付金申請事業についてでございますが、本件につきましては、8月26日議員全員協議会で副市長から説明申し上げましたように8月2日に交付の内示を受けております。さらに平成28年8月30日付で交付決定の通知を受けております。交付金額につきましては、上限額としまして2,000万円でございます。申請事業名でございますが、お手元に配付させていただきました資料の2行目にありますとおり、遊休地整備による子育て世代、安心のまちづくり事業としております。本事業につきましては、大きく3つの業務からなっております。それぞれの業務につきまして、それぞれ担当課から説明させていただきます。

○細川委員長 企画財政課企画係長。

○山田企画財政課企画係長 それでは1点目の小方地区まちづくり基本構想策定業務につきまして、企画財政課から御説明させていただきます。

資料といたしまして、まず1番で業務基本仕様書、それから2番ということで3番のものになりますが、申請時に国に提出いたしました実施計画のほうをおつけさせていただいております。こちらの実施計画につきましては、将来的に考えられる可能性というところも含めてかなり幅広くに記載させていただいております。申請に当たりまして国のほうからは、今回の交付金の事業は基本構想を策定する業務に充てるということで申請させていただきましたが、将来的にこの構想をつくることで、どんなまちづくりをしていくのかというところをしっかりと書いてほしいということがございましたので、そのあたりを含めて書いたものということで、今書いてあるもろもろのことを全て今やっていくということにはなかなか参りませんけれども、こういったところをイメージしながらその入り口ということで基本構想をつくるということで申請させていただいたものですので、御参考ということにさせていただけたらというふうに思っております。

それでは、今回の取り組みをいたします事業について御説明させていただきます。この業務は、業者選定をプロポーザル形式で選定させていただきますので、具体の業務の中身、手法というところについては、これから提案書の中で業者とも調整しながら固めていくということになりますが、最終的に業務が完了した時点で、ここまでのものはつくりたいということで基本仕様書ということに取りまとめております。

では、お手元にお配りしております資料の1、基本仕様書に沿って概要を御説明させていただきます。

まず1番、業務の目的ですけれども、まち・ひと・しごと創生の総合戦略の方向性に沿いまして、この取り組みを加速させ、住みよい環境、それから活力ある社会を確保・維持していくためJRの新駅設置を前提といたしまして、旧小方小中学校を含めた遊休地の一帯の土地を活用して子育て世代が住みやすいと感じるまちづくりを促進し、また、まちの魅力を上げていくというための整備指針ということで基本構想を策定させていただきます。

履行の期間ですが、3月24日までという予定にしております。それから委託料の上限ですけれども、現時点では950万円、消費税等を含めて950万円の業務ということにさせていただきます。

それから4番のほうに基本構想の理念ということで記載させていただいております。通常こういう業務をやるときに、余りこういった理念というようなものは掲げることはないのかなというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、このたび実施計画を提出して、それを踏まえて基本構想をつくるというところで、かなり膨大な書き込みをしております。そういったところの最低限基本的な部分はぜひ押さえて今回の提案をいただきたいということで、理念ということで4点掲げさせていただいております。

まず1点目としましては、目的のところと重複いたしますけれども、遊休地を活用して大竹市全体の魅力を上げ、またにぎわいをつくっていくということでございます。

それから2点目といたしまして、人口ビジョンでもお示しいたしましたが、他の市町から多くの方が働きにいられているという本市の強みを生かして、そういった方が住んでみたいというふうに感じるためのまちづくりをしていくということです。

それから3点目としまして、子育て支援ということで若い方あるいは子育て世代の方をターゲットにしまして、働く場があり、そして子育てがしやすいと感じられるような子育て支援策というものを盛り込んでくださいということです。

それから4点目ですが、こういった取り組みの実現性を確保していくということで民間の活力をできる限り導入して整備にかかる費用の抑制でありますとか、また平準化を図るような構想をつくっていくという大きな4点を理念ということで整理させていただいております。

実際の業務の内容ですけれども、2ページに記載させていただいております。まず1点目で、基礎分析ということで今回の活用策を検討していくに当たり改めて本市の強みであるとか、それから弱み、あるいは整備をしていくための課題といったものをさまざまなデータ等から一旦しっかりと整理をしていただくということと、これまで人口ビジョン等を策定する中で収集した御意見でありますとかデータというのがありますので、そういった

ところも含めてしっかりと整理していただくということにしております。

それから2点目の住民関係機関等との連携ということで、かなり今回業務の期間が短いということもありますので、どこまでのものができるかというところは若干ありますが、そういった中でも行政と業者だけで勝手につくることにならないように、どういった形で市民の意見なりアイデアなりというのを反映していくかというところ、その手法も含めて運営とあわせてお願いするということにしております。

それから3点目が若者、子育て世帯が住みたいと感じるまちづくりということでございます。理念でも申し上げましたが、子育ての支援策というのをこの構想の中に盛り込んでいくということで、ソフト・ハードを問わずどういったことができるのかという提案をいただきたいというふうに思っております。

それから4点目が遊休地のゾーニングと活用策ということで、ここが今回の業務の一番肝になる部分かなというふうに思っておりますけれども、実際に駅ができ道路ができという中でゾーニングされる区画をどういうふうに活用していくのか、どういったことが必要なかというところのものを方向性として取りまとめたいというふうに思っております。

それから5点目が民間活力導入のスキームということで、実際の活用策に対してどういった手法が取り入れられて、民間の活力をどういうふうに生かしていくことができるかというようなところも提案いただくということにしております。

それから6点目がエリア全体の整備指針ということで、今お話をさせていただきましたような1から5のところを踏まえてこのエリア一帯がどういうふうになっていくのかというようなところの全体的な取りまとめと整理をして、またあわせてイメージが湧くというようなものの構想図のようなものをつくっていくという業務にしております。

ここまでが業務としては基本的な部分ということになるかというふうに思います。もう一度申し上げますと、一旦強みと弱みを整理して、住民の御意見等も取り入れながらこの区画のゾーニング、活用策をつくって最終的にどういうふうにまとめていくかというようなところを一連のものとして取りまとめていくという業務にさせていただいております。

それから7番になりますが、議会とも意見の調整を図るということで、この構想が確定する前、途中、どういった段階になるかわかりませんが、ある程度方向性がまとまった時点で素案のようなものをお示しさせていただいて、ぜひ御意見をいただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以下8番、9番、それから6番、7番につきましては基本的な事項でございますので御説明のほうは省略させていただきたいというふうに思っております。本業務、基本構想の策定ということですので、かっちりと固まったものが、もうどうにもならないものが出てくるということはイメージしてませんが、大きな方向性といえますか、将来こんなまちにこの小方地区がなっていくんだというようなものが少しイメージできるというような部分の第一歩のところ、一旦基本構想という形で短い期間ではありますが取りまとめしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本事業の説明は以上です。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 引き続き小方地区のまちづくりの基本構想策定に当たりまして、都市計画課では道路の概略検討業務とＪＲ新駅の立地検討業務を担当するというもので、この２つの業務について御説明させていただきます。

まず②番、道路概略検討の業務についてでございます。新駅の駅広場周辺から晴海地区を結ぶアクセス道路、主となる道路になりますけども、これの概略検討を行うというものです。小方地区のまちづくり、旧小方小中学校跡地の土地利用を考えていく上では、ＪＲ新駅とともに新駅周辺と国道２号、そして晴海地区を接続する道路というのは重要になるものと考えております。想定する場所としましては、市役所と旧小方中学校の間に東西に道をつくって新駅と晴海地区をアクセスするというもので、新たな道路を新駅の広場から国道２号に接続、交差点を設置しましてこの新設交差点から小方ポンプ場前の既設道路に接続するという考えで、業務ではコントロールすべきポイントの整理を踏まえ、道路線形を検討するとともに交差点の新設改良が可能であるか、また国道２号への信号機の設置、あと右折レーンを設置することが可能であるかというのを関係する公安委員会、また各道路管理者等との協議を行って道路の概略設計を行うものでございます。

業務内容でございますが、概略の道路設計、延長が約５００メートルぐらいというふうに考えております。あと交差点の設置について協議とか検討、あと概算工事費の算定までをこの業務で考えております。

次に③番、ＪＲ新駅の立地検討業務についてでございます。小方のまちづくりを進めていく上で核となりますＪＲ新駅の設置位置、施設規模等の立地検討を行うもので、駅に関する設置基準とか構造等、条件整理を行って現地の地形を踏まえ駅舎やホームが設置可能であるか、鉄道事業者と協議し新駅の設置場所を定めていきたいというふうに考えております。鉄道事業者からも駅広場やホーム設置位置及びアクセス道路の計画については、手戻りのないように事前に協議しておくよう指導、お話をいただいております。

業務内容ですが、現況調査とか上位計画、新駅設置の必要性についての整理、あと施設規模とか施設の構造比較検討、あとは大概算にはなりますけど、事業費の算定等踏まえて基本構想を策定したいというふうに考えております。

以上、小方地区の道路概略検討及びＪＲ新駅立地検討業務について説明を終わります。

○細川委員長 ありがとうございます。本件につきましては、基本的に報告と考えておりますが、わかりにくいところがありましたら質問はお受けいたしますので、聞きたいことがある方はお願いいたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 概略設計が道路とＪＲ新駅という形である程度進む、また小方まちづくりの基本構想という形ができてくるわけですけども、１点、先日９日の日に岩国大竹道路の説明会が小方公民館のほうであったんですが、そのときに住民の方からいろんな質問が出まして、現在の設計の中身を説明されたわけですけども、その中で一番、小方御園１号線の既存のボックスのところの改良についての要望といいますか、今の計画の中で進めていくとボックスの幅が今５メートルあるんですが、それを車道を３.２だったか３.５だったか絞って歩道を片歩道設けて、お互いにボックスの出入り口で待避するという形で安全性を確保

するんだというような設計になっているということが説明されたんですが、それに対してこの小方まちづくりの中でＪＲの新駅あるいは道路形態がどういうふうに変わっていくのか。そのことによってボックスをもう１本抜いてほしいというような要望も当然ありまして、そのことが可能であれば当然今ある道路のつけかえの形状も変わってくるよねということが議論されまして、もしそうなるのであれば、今の国交省の設計、詳細設計もされてるのかどうか分かりませんが、その設計も変えていかないといけないと、今の設計を進めて工事がいつの時点になるかわかりませんが、もし工事で手戻りになるようなことがあると住民説明がまた難しくなるので、そのあたりはちゃんと整合性がとれるように設計変更も可能なんじゃないかというような質問もありました。それは国交省としても可能ですと、そのかわりもっと早い時期にその辺の方向性なり、位置がどういう形になるのか固まらないと設計に反映できないというのはあるんでしょうけども、つまりその辺を踏まえて今回のこの業務がある程度方向性が出れば国交省のほうとも調整していただきながら絵を描いて、概略設計とはいいいながら絵を描いていくべきではないかなというふうに思います。今年度、小方御園１号線の改良の設計が発注されてますけども、その部分もボックスのどこへもう１本抜けるのかという状況によっては、また線形も多少変わってくるんじゃないかというふうに思うので、そのあたりも早急にこの業務の発注された後に、一番に詰めていただければいいんじゃないかなというふうに思いますけども、そのあたりどういうふうに今お考えなのかお伺いしたいと思います。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 今回の業務では、新駅立地検討を行うわけですが、新駅設置を考えてる箇所付近が線路が高い位置にあるという地形条件でもありまして、ホームをこれに伴って高い位置に設置する必要があるというふうに考えられます。このような地形条件から上下線のホームを結ぶ通路について、線路の上空を超える跨線橋の方式がよいのか、また線路の下をアンダーパスで結ぶ方法がよいのか、施設の構造を比較検討を行うということにしております。これに伴って今回の業務におきましては、ＪＲ線路の下をボックスカルバートとアンダーパスすることが基準とか構造とか技術的に施工可能であるのか、また現在の地形を大きく改変することなく、どれぐらいの施設規模、幅とか高さとかになりますけども、そういう施設規模について検討し、鉄道事業者と協議、条件整理を行いたいというふうに考えております。以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 わかりました。方向性はそういうことで理解はできるんですけども、そうするともう１本ボックスが抜けると考えたときに、２号線から今のボックスのアンダーパスまでは、今回、先ほど言いました小方御園１号線の改良の設計で２車線プラス歩道という形になるわけですが、今度抜けた後、玖波青木線までが現状は５メートルの１車線ですけども、そこをまた改良して拡幅していくということをしていかないと２車線のやつが１車線に絞られる格好になると、また駅ができるということになれば、駅前といいますか、駅の西側の広場の位置と大きさにもかかわりますけども、それへのタッチということでどうしても２車線は玖波青木線からでも必要になるんだろうとは思いますが、そのあたりが

先ほど言いましたある程度方向性なり絵が描けるものであれば、国交省のほうの今の設計の中に一緒に反映させていくような形で手戻りがないようにしてもらいたいと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。国交省との協議というのはどの程度すり合わせができていいのかよくわかりませんが、そのあたり国交省とどういった話がされているのかというのをちょっとお伺いしたいんですが。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 まだ国土交通省とはお話はさせてもらってないんですけども、新たにもう1つボックスが抜けるということになれば、そのことについて国交省のほうへ設計に反映できるかというのはお話をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 JR小方駅に関連する図面ないし、そこにアクセスの道路の概略設計を行うわけですけども、基本的には小方小学校跡地、中学校跡地は民間売却ということをずっとお聞きしてきております。大体3万4,000平米ぐらいあるんじゃないかと、数字が間違っていたらごめんなさい。うち小方駅あるいは駅前広場、あるいは道路、こういったものにどれくらいの広さのものを考えられておるか、アバウトで結構ですからお聞きしたいと思えます。当然その分は大願寺の返済責務の金額が落ちていくわけですから、よろしく願いいたします。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 概略の面積は持ち合わせておりませんが、公共事業になる場合には公共が買うということをこれまで説明させていただいたと思います。道路にしてもそうですが、道路事業として道路用地を市が買うという話になります。民間売却の場合には民間が買うと、ないしは場合によったらリース等ということもこれからの時代ですからあるかもしれません。以上です。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 結局その分は返済部分が減額されるということでいいんですかね。

もう一回お願いします。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 公共事業の場合には一般会計が土地造成の土地を買うということになりますので、土地造成のほうにはお金が一般会計から回ります。ですから土地造成会計の返済スキームはそのお金でもって返済ができます。ただ、公共事業ですので借り入れて買うわけですから、一般会計のほうには公共事業の起債の残高として残ってくるということですので、スキームが減るということではありません。以上です。

○細川委員長 いいですか、他にございませんか。

日域議員。

○日域委員 今のお2人の質問をちょっとお借りするんですけども、この前の小方の国交省の説明会も、その前の小方2丁目の公民館絡みの集まりも、小方御園1号線というんですか、豊田市長の元お宅があったところのアンダーですが、あれがあ状態じゃよくないじ

やないかという話、幾ら周りを整備してもあそこが狭かったら意味がないという話でしたけど、私も詳しくはないんですが改めてこの前説明を聞いてましたら、今は狭いなりにも確かに歩行者にとっては悲惨な状態だと思いますけども、車に乗ってる側からすればとりあえず双方向走れますよね、あそこで狭いけど双方向同時に走ってるじゃないですか。今度の国交省の案でいくと、さらに車道を狭くして歩行者が通れるように左右に歩道を設けようと、そうすると1車線、車が1個しか通らんわけですね、それで向こうとこっちにたまり場を設けて、要はあれですよ、道路工事のときの信号があるじゃないですか、何秒待てという、あれ式でこっち行くやつが行ってしまっ、そしたら向こうからこっち来るわけですよ、そういうのをつくろうとしとるわけですよ。こっちへ来たらもうちゃんとした道があつて、歩道まであつてですよ、立派な道があるけど、JRに行ったら今よりかもっと不便になるという、それを真顔でつくろうとしてるわけですよ。そんなばかなことがあるかと思うんですが、この前、国交省は極力JRにはさわりたくないんでしょうね、課長が我々では答えられませんか一生懸命逃げてました。そしたら大竹市の土木課長が、もう1本抜ける可能性があるからその方向で頑張るとまではおっしゃいませんでしたけど、そういうことを皆さんの前で公言されました。できるんだったらそれがいいと思いますし、要は国交省じゃないですよ、それはJRでしょ、もちろん。もう1本トンネルというか、あれをつくろうと思ったら相手はJRですよ。可能性がどこまであるのか。もちろん駅と一緒に考えて、駅は先になるかもしれんけど、そこまで基本的な考えを、基本的な設計を踏まえておいて、あそこのトンネルだけは早目につくとか、それはいろんな方法があるでしょうけども、駅ができることといったら余りにも先ですよ。具体的に言えないくらい先でしょ。そこが1個。

それと今、藤井委員の質問ですけども、前から皆さん平気でおっしゃるんですが、今の総務部長の答弁もそうですけども、あれってありますか。大願寺のときの自然公園というやり方が、当時は私も深く知識がないからわからなかったんです。でも、あれ夕張方式ですよ。ちまちまちまと部分的に見れば合ってる、全体的に見れば日本の地方自治体の財政のルールに大きく違反してますよね。ましてや小方小学校の土地は土地造成が持つてると言っただけど、土地造成で買ったわけじゃないですよ。アンバランスに土地を変えて土地造成を支援したわけですから、一般会計が。大竹市のルールでは1億円の土地と2億円の土地を交換したら1億円はお金を出せと書いてあるんですよ。先に決済と書いてあるんですよ。市長が認めた場合はその限りにあらずと書いてあるんですよ。だから、あれは土地造成が大変な状態になってるからやむを得ず高い土地と安い土地を変えることによって、返済を支援したわけです。そこまでは私は許されると思います。でも、それを今度一般会計で借金して買ったなら日本の財政のルールに大きく違反すると思います。そこんところはちゃんと整理しといたほうがいいなと思いますけども、事によったら12月の一般質問でしたいと思いますが、そういうお考えありますか。どういうふうに理解されてるか、ちょっと簡単に教えてください。お願いします。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 一般会計と特別会計の関係でございますので、一般会計が購入するという

ことは可能だと考えております。以上です。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 JRアンダーの話出ました。先週9日の地元説明会というところから見ますが、JRアンダー部分の横に、例えばもう1本抜くということも検討する場合なんです、施行はJRではなくて大竹市の施行となります。言い方としてJRにお金を渡して負担金ということがあるので、工事自体はJRなんです、施行は大竹市の主導になる、そういうようになります。もう1本抜く可能性もあるんですが、これは規模といいますか高さ、幅、延長、これについてはまだいろんなものがあるんですが、そう大きなものはできないであろうと。今から新たに立ち退きとか、またそんな話も出ますんで、小っちゃい範囲であるというふうには今考えております。以上です。

○細川委員長 都市計画課のほうから何かありますか。

都市計画課長。

○中司都市計画課長 先ほど申し上げたとおり、今の線路の下をアンダーでくぐると、ボックスを入れるということになれば、相手はJRということになりますのでJRとの協議が必要になります。そういうのが認めてもらえるかどうか、条件整理を今回の業務の中でやりたいというふうに考えています。以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。今のアンダーがあって、あそこで直角に曲がってますから、今はスピード出しませんが、あれ真つすぐにしたら、それこそ車両のスピード上がりますよね。できたら、これは素人の勝手な考えですけども、歩行者用のトンネルがあったらいいなという気はしますね。そしたら今のまんまで双方向が通っても、車に気をつけて通りんさいや言ったらそれで終わりだと思いますが、あそこを自転車とか歩行者が歩くとしたら、私歩いたことないです、正直言って一回も車以外で通ったことないですけども、あそこを歩こうと思ったら相当怖いんですね。そういう気がします。よろしく願います。ありがとうございました。

○細川委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本委員 資料1に何項目かいろんなことが書いてあるんですが、私がちょっと聞きたいのは2ページから3ページにかけて、例えば6のエリア全体の整備指針という項目があります。あの中に最後から2行目の、なお新駅駅前広場及びアクセス道路については、別途市が実施する調査業務、履行予定期間、平成29年4月と調整の上、構想図に反映させることと、こうなるとるんですが、具体的にはどの市道の延長をどのようにしようということを担当課のほうでは考えておられるんですか。履行予定期間が29年3月ですから、すぐ手がつけられる箇所だというふうに理解するんですか、そういう意味ですか。そこんところを説明してもらいたい。

それから次に米印のところの小方まちづくりとしての基本構想はエリアとしては市役所本庁を中心に亀居公園、晴海埋立地を含むおおむね半径1キロ程度とし、なお、錦龍公園などエリア外の周辺資源を含めることも可とすると、こうなるとりますね。ということ

を踏まえてお伺いするんですが、エリアとして私なりに考えると、立戸2丁目の郵便局がありますよね、あのあたりから大膳川まで、三ツ石を含めていうぐらいの範囲を想定することによってよろしいですか。そういうことになると、1つの問題として今宿題になっとるのは、上に学校があったのを廃校で建物がそのままになっとる。これの活用はこの際、具体的な検討対象としては執行部のほうではどういう活用ができるかということは検討されてる。これはエリア外だから別途協議をまた機会としては設けるということになるんですか。そういうことも含めて小方のまちづくりの基本構想の中で、適正なる位置づけをしてもいいんじゃないかと思うんでお尋ねしとるんですが、そのことが2点目。

それから3番目に今の小中学校の跡地です。これは大願寺の造成地、学校と給食センターが建設されました用地との交換で。これを処分する上では民間の不動産業者に売の場合は実勢価格じゃないと業者は買わんわね。かわりに現時点で、もし処分するとすれば学校の跡地は15億の評価しかないということになると、一旦市としては開発公社から買い取るなり開発公社がじかに売るなりしなけりゃならんことになるんですが、実勢価格と造成原価との差額が出る場合は市民負担になると、こういう結果になりますわね。そういう理解でええんでしょ。大願寺の用地はたしか27億、造成原価からすれば。これが実勢価格で15億だとすれば12億の市民負担になる。こういうことになるわけでしょう。一般会計で買ってやるということになっても、一般会計も同じように12億の市民の負担を確保して年賦でその負債を払っていくと。民間業者に開発公社がじかに売るにしても、そういうことになると、どっちにしてもそういう目に見えない負債を生み出すことになるんだろうというふうに私は思ってるんですが違いますかね。その3点をお願いします。

○細川委員長 企画係長。

○山田企画財政課企画係長 まず1点目の基本仕様書の2ページ一番下のところ、業務調査と調整して構想図に反映させるというところの御質問ですけれども、これまさに先ほど都市計画課のほうで御説明させていただきました駅とそれからアクセス道路の検討業務の件でございます。同時並行的に業務を進めていきますので、今の時点では駅舎の位置と道路について明確なものが決まってませんが、同時に年度末に向けてスタートしていくようなイメージになりますので、業務の終盤において、ある程度その方向性なり場所なりというものが固まってきた段階で、この基本構想に反映させるという意味で記述させていただいたものでございます。

それから、今回の業務で対象としているエリアについてですけれども、記述としては市役所本庁を中心にしておおむね1キロということで記述させておりますが、想定してまするのは、基本的には晴海の企業用地も含めたこの遊休地を中心として、そこまでの範囲のものでいろんな部分、晴海の臨海公園もございますし、そういったところといろいろ連携する中で構想の絵を描いていきたいという思いで1キロ半径という記述をさせていただいているものでございます。もちろんこのエリアから外れる部分について業者のほうで検討する中で、市内にあるこういった施設と連携したらもっといい取り組みができるであるとか、そういった部分についてはこの1キロという範囲に限定されずに、しっかりと提案していただきたいという思いでございます。最初の2点については以上です。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 お金の問題でございます。平成18年度に基本的な償還スキームが構築できたわけではございますが、このときの基本的な論議、土地造成会計も大竹市そのものでございますので、土地造成会計にあります起債の償還、借金というものは大竹市が責任を持って償還しなくてはならない、これは原則でございますので、仮にという話で資金の手当てが十分できなかった、民間から十分できなかった場合、公共事業の場合には公共事業として、例えば道路ができれば道路をつくるのに起債を発行します。その道路は市民が使いますので、これについては普通の一般の公共事業と変わるところはないと思います。民間売却に当たって、その評価が大きく差が出て償還するだけの財源が確保できなければ、これはもう大竹市が面倒を見るしかないということです、それは基本的には一般会計がということにならざるを得ない、これはもう市の運営の原則ということになるかと思います。以上です。

○細川委員長 3点ほど答弁ございましたが。

山本委員。

○山本委員 それで、きょうこの場で配付されたこの基本仕様書なるもの、これはまだあれですか、業務委託はしていないのかいね。どうなってる。

それで業務委託するのは形としてはこうだけでも、委託の段階ではあれですか。これ印刷するん、どうなるん。市のほうでこれという業者があれば、その業者に委託するという随意的契約になるん。これ2,000万使うことになっとるからね。そこんところはどうなります。

それで、私は今の遊休地の活用ということが非常に大きなテーマになるわけですが、いずれにしても先ほどお伺いしたように造成原価が27億かかるとるものが、実勢価格では15億しかしないとすれば12億の損をするということになるんでしょ、どっちにしても。公社がじかに売ろうが一般会計で買い取ろうが。道路をつけるとか何とかいうのは、これは開発行為の段階ですから、そういうことは後の問題で、私が今端的に聞いとるのは、造成原価に27億かかったものを実勢価格では15億しかないとする場合には12億の損が行くと。それは一般会計だろうが開発公社だろうが、結局のところ市民負担になるんだということを聞いとる。そこをちょっとはっきりしてください。

ですから私はそういうことがないように、この遊休地の活用をどうするかというのは、ここにはぴしとした文言でいろいろ仕様書なるものがまとめられとるんですが、執行部としては随意契約をするんならするように、あるいは入札なら入札する場合にはプロポーでやろうが何じやろうが、それなりの補足的な市としての遊休地活用の意向なるものを、その段階では業者との間で一定の示唆といいますか希望・意見といいますか、そういうことも含めて対応されるんじゃないかと思うんですが、そういうことは一切ないんですか。この文書どおり、プロポーだろうが何だろうが、随意契約だろうが入札だろうが、今もらった2枚の3ページにわたるこの文言の範囲を超えないということになるんですかね。

我々も委員会としては、あのところはどうか、ここはこうしてもらいたいとかいろいろ意見もあるんですが、希望として。しかし、プロが考える情報なり実績なり経験なり

を踏まえれば、我々よりかはるかにいろんな見識を持つとる恐らく業者でしょうから、仕様書なるものに基づいて基本構想が策定されて、それを参考にしながら補足的に意見を出すことがベターなんじゃないかという思いもあるんですけどね。そうじゃなくて今こういう機会に我々委員としてこうあるべきだということがあればあって、それは素直にこの仕様書に反映させるという担当者のほうの受けとめ方として用意があるということならそのように言うてもらいたいんですけどね。これ2回目の質問なんで私にわかるように御答弁お願いしたいと思います。

○細川委員長 小方地区のまちづくり基本構想策定事業に関しては入札及び、あと繰り返しのようになりますが市民負担に関する考え方と、あわせてほかの2事業についても入札方法については補足でお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○細川委員長 制限したつもりはございません。  
企画係長。

○山田企画財政課企画係長 今回の交付金の対象、交付金2,000万円いただく予定にしておりますが、今回の交付金で行う事業は主に本日説明しました3つの事業でございます。こちらの基本仕様書のほうに書かさせていただいている業務は、その中の1つ目の基本構想を策定するという業務の基本仕様書になりますので、こちらで行う業務といたしましては現在のところは上限を950万円ということで考えております。

契約の方法ですけれども、この業務につきましてはプロポーザル方式という方法で業者を選定させていただきます。この基本仕様書等に基づいて業者のほうからこの基本構想をどういうふうに策定していくのか、あるいはどういう考えを持ってつくっていくのか、あるいはどういった担当者を張りつけるかというようなところの提案をいただきまして、その提案をこちらのほうで選定させていただいて、最もここがいいだろうと思われる業者と最終的な契約の方法は随意契約ということになりますが、幾つ提案が出るかわかりませんが、その中から選定してこの業者にお任せをすると一番いい構想ができるだろうと思われるところに随意契約をするということで考えておりますということでございます。1点目につきましては以上です。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 都市計画課のほうで担当いたします道路の概略設計業務、新駅の立地検討業務については入札を考えております。以上です。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 土地造成の会計は特別会計でございますので、独自採算が原則の会計であると、これは初めからといいますか、先ほど言いました平成18年ごろからそういう論議をさせていただいておりますが、とは言いながら大竹市でございますので、成り立たないときには一般会計が出勤せざるを得ない、残念ながら出勤しなくてはならないということがあろうかと思います。そういうことにならないように、できるだけ有効な活用というものを目指すという姿勢、これはもちろん持っております。

もう1つは、この広い土地というものは大竹市にとりまして市の魅力を向上させるため

の財産でもある、土地造成を解決するための財産でありながら市の魅力を向上させるための財産である、そういうことになりますと公共事業がそこに必要であればそこに入っていくということもあろうかと考えます。万が一財源が不足をするという事態になりましたら一般会計が対応せざるを得ないという、これはやむを得ないことだと考えております。したくはない。以上です。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 この基本仕様書は950万じゃ言うても、小方のまちづくりの基本的なことはJR新駅をつくるかつくらんかいうことが大きな課題よね。それから交通体系をどうするかというのは岩国大竹道路の関係もさることながら、せんだって生活環境委員会に付託された地元の港町の皆さんからの交通渋滞に関する対応を求めた陳情審査の際でも、るる各委員からも積極的な意向の反映する発言がありましたように、将来的にどういう交通渋滞の解消を図るか、道路の整備をやるかいうまちづくりの基本に座らなきゃいけないのを、基本構想とは別の話じゃ、2,000万は使やせんのかなというように言うたんじゃ、そりゃ独立した問題じゃないでしょうが、一体的な問題でしょうが。交通体系をどうするかとか新駅を早期建設に向けてどうするかとかいうことはまちづくりの中心的な課題でもあるのに、仕様書とは別ですと。何で一体的に考えるべきことを細分化して別々の独立した問題のような扱いをするんですか。

そもそもそっから話が整合性に欠けることになるんじゃないか思うんですが、一体的なものでしょ、小方のまちづくりいう場合。何でこのように細分化せにゃいけないのですか。そこが私は理解できんのよね。それと、総務部長が私の質問に繰り返し、あれこれ枝葉の問題を装飾語をようけようけ積み上げて言われるが、端的に答弁してもらえりゃええんですよ。それは今までの経験からすれば、大願寺の問題だって一般会計が品を変え手を変えその負担をしてきとるんですから、そうするしかないんです。それを否定しとるんじゃない。しかし、遊休地の活用を図る場合には実勢価格と造成原価の差額は、結局は出れば出て市民負担になるんでしょいうことを聞いとるんですから、そうですということを言うてもらえりゃええんで、何で奥歯に物が挟まったような言い方せにゃいけないのか、そこをはっきりしてください。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 事業細分化ということにつきましては、それぞれの事業の特殊性が非常に強いということで仕分けたものでございます。駅であれば駅について一番強い業者というものがありますので、そういうところに発注することになるんだらうというようなことでございます。

市民負担という言い方でございますが、市民が払われる税を基本とします一般会計が対応するという事で御理解いただけたらと思います。

○細川委員長 他にございますか。

ないようですので日程1については以上で終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。

12 : 03 休憩

13 : 00 再開

○細川委員長 再開します。

日程2、平成27年陳情第2号、小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情を議題といたします。

本件は6月17日の審査からの継続審査になります。

既に執行部からは御意見をいただいておりますが、新たにつけ加えることがございましたらお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 この件に関しましては、午前中にお話をさせていただきましたとおり、小方地区まちづくり基本構想の中で検討させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは委員の皆様におかれまして執行部に確認したいことがございますでしょうか。

山本委員。

○山本委員 議事の運営上もようない思うんじゃがね、日程1のところで答弁漏れがあっても、全然委員長のほうから答弁者に質問者に対する答弁を求めることもなしに、交付金申請事業についての問題も委員会としてこれでよしとするんかどうかいという意思表示も全然諮らんずくに、どういう扱いにするんですか。特に委員から答弁漏れがあれば委員長のほうからもぴしっと答弁してもらうような運営が必要だと思うんですがね。そのことをまず委員長のほうで質問者に対する答弁漏れについては答弁をしてもらうということをしてもらいたいんです。

それで、この陳情の問題ですが、これも仕様書にひっくるめて成果が上がってきた段階で考えるというふうな話なんじゃけど、それでは仕様書に書いてあるように委員会でこの議論をした事柄については、費用としては原則契約の締結の時点で委託料に含めると、こうなるとるわけですから。委員からの積極的な意見なり提案なりあれば、それも仕様書に反映させるというのが建前のことでしょ、この仕様書なるものは。だから質問したことについては答弁をしてもらって、各議員からの提言なり要望事項があればあったで、それを的確に反映させるということが大事なんじゃないかと思うんですけど、どういうことになるんでしょう、この仕様書の扱いは。言いつ放しで、あとはお任せということになるん。

午前中審議したことはどうなるんですか。このとおりでええという意思の表明もされとらんですよ、まだ。

○細川委員長 それでは、ただいま山本委員から本日の議事運営のことで問い合わせがございましたのでお答えさせていただきます。

本日この日程1、地方創生加速化交付金申請事業についてを議題としておりますが、これは基本的に報告事項として取り扱わせていただいております。議案ではございませんので山本委員のほうには御理解をお願いしたいと思います。

なお、今後のまちづくり基本構想の中身のことでございますが、この基本仕様書にあり

ますように（７）会議等への出席及び議会との調整という項目のところに市議会との意見交換を行った上でというふうに明確に書かれておりますので、今後、小方地域まちづくり対策特別委員会としても基本構想に関する意見交換をする場が今後あるというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○山本委員　そがなことで済みません。何のために議論したんかわけわからん。その都度言うけどね、既成事実が積み上がっていったんじゃ後戻りもできんし、手戻りになったんじや逆に費用もかさむし。

〔発言する者あり〕

○細川委員長　山本委員、発言の許可を求めてください。

山本委員。

○山本委員　今のような扱いでええのかどうか私は非常に疑問に思うとるんよね。だから、この仕様書に書かれとるように、少なくとも委員会にこれを提出して委員各位の意見なり要望なり求めるという機会をもらったんだから、この場で意見なり要望なりあればあったでそれをどう扱うかということぐらい委員会としてもはっきりさせといて、この仕様書の内容でよしとするんならよしとするという委員会としての意思を求めるのが私は常識じゃ思うんじやがね。報告事項じゃ済まんですよ、こんな大事なことが。会議の席でその都度結果報告だけで物事を済ますだけのことで何のための委員会か。まちづくり対策特別委員会まで設置して議論しよるんか、意味がないじゃないですか。

そういう意味でいえば、やっぱり私はこういう機会に委員からの意見なり要望があればあったで、その反映をどう扱うか、どう生かすかということぐらひはぴしと確認事項として委員会としてはっきりさせるべきだと思うんです。これはこの中にもあるように、小方のまちづくりのところで駅の問題も遊休地の問題も３つに分けてとるでしょ。何で一本化してやらないかということの質問については答弁がないんですよ。そこのところも含めて、これでよしじゃ、よしじゃいわけにはいかん思うんじやがね、私は。だから仕様書について、ここの部分についてはこうあるべきだとか、ここらについてはこういうふうな検討をしてほしいとか、ああいうことを部分的にすりゃ各委員から、私はきょうの午前中の議論の中に出とる思うんですよ。そういうことはどう扱うかということもはっきりしないまま、これで終わりですというようなことはやるべきじゃない思うんですがね。

○細川委員長　繰り返すようになりますが、基本構想については今後委員会としても意見交換の場を設ける予定にはなっておると思いますが、本日は基本仕様書についての説明でございますので、これについて中身について議会から可否を申し上げる場ではないというふうに考えております。

さらに本日答弁漏れはなかったというふうに委員長としたら認識しております。以上です。

〔発言する者あり〕

○細川委員長　発言の許可をしておりますので、お座りください。

発言の許可をしております。発言の許可を求めてください。

山本委員。

○山本委員 そんなね、独断的な委員長の判断じゃいけん。

まずこの仕様書は報告事項だから何ら委員として意見を述べ要望を挟む余地はない。単なる報告事項だという扱いでええのかどうかを諮ってください、皆さんに。

○細川委員長 執行部のほうにちょっと説明をお願いしたいんですけども、本日この基本構想づくりについてはプロポーザル方式でやっていくとおっしゃっていましたが、日程のことも絡めて今回の仕様書についての御説明をいただければわかりやすいかと思いますのでお願いいたします。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 小方地区のまちづくり基本構想策定業務についてでございます。

今、基本仕様書のほうなんですけど、既に意見募集を始めておりますので、これはもうホームページに出ているものでございます。これで提案を今受け付けているところです。この提案をいただきましたら、ヒアリングというのをを行うんですが、先にちょっと書類選考してその後ヒアリングというのをを行うんですが、今月中にヒアリングを行い、来月中には選定、一番いいところと思われるところと交渉、仕様書の固めをして契約するということになります。

それが終わりましたら業務に入っていきますので、今山本委員が言われましたように議会から意見が言いたいんだとか、そういったことについても先方とお話をしまして、どのような日程で3月までいくかという工程というものをもちろん出してもらうようになりますので、そのあたりをまたお示しして委員会としてまた意見をまとめられるということであれば、それをいただきたいと思いますし、それぞれ意見言いたいということであれば、それをまたお受けすることもできると思います。

また、以前に委員会のほうからいただいております皆さんの絵というのもあります。そういうものも全て業者にはお渡ししていきたいと思っております。

○細川委員長 山本委員、そういったスケジュールに進んでいくということで御理解お願いいたします。

山本委員。

○山本委員 それじゃあれですか。この場で出た意見や提案も含めて今月中ぐらいなら、議員じゃろうが地元関係者じゃろうが、一般市民じゃろうが要望・意見があれば、それは一応受け付けて検討の余地があればこの仕様書に反映させるということですか。

そのことが1つと、一番小方のまちづくりで大事なのはJRの駅舎を早期に建設する問題と遊休地の活用をどうするかということが問題でしょう。これがメインでしょう。そのことが分離・独立した課題として扱われとるのはなぜかということを知りたいんですが、そのことの答弁がない。委員長は答弁があったというんですが、質問者は答弁はなかったと思うんですが、改めてひとつ答弁してください。

○細川委員長 どちらから御答弁ありますか。繰り返しになっても結構でございますので御答弁お願いいたします。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 今月中に意見をいただければ仕様書に反映されるのかという件でござ

います。仕様書につきましては、もう既にホームページで公表し意見募集をしておりますので、これに反映するということはできません。ただ、業者が決まりましたら必ず工程調整をします。そこからどの段階であれば意見をいただけるということがわかりますので、そのあたりをお伝えしますので、その後まちづくりについての意見をいただけたらと思います。

あと1点、3つの業務に分かれているということでございまして、先ほど部長のほうからそれぞれに得意とする業者が違うんだというお話をしたと思いますが、もともと仕様書にも書いてありますが、小方駅、JR新駅設置というのは前提ということにしております。ここの絵を描くに当たって小方新駅はあるものとして取り扱っておりますので、ざくっとしたまちづくりよりもさらにちょっと詳しい、検討したいということで業務の内容が少し異なっております。設計業務のほうはもうちょっと細かい打ち合わせ等も入っておりますので、そのあたりで業種を分けて3つに分けて発注するところでございます。

○細川委員長 またスケジュールなど決まりましたら委員会のほうにも情報提供をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

他にこの陳情に関してお尋ねしたいことがあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないという声が上がりましたので、それでは本件の取り扱いについて委員の皆様意見を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 先ほど建設部長さんのお話にもありましたように、6月以降このまちづくりの基本構想をこういう形で発注するという、今進行中でございますので、この構想の中で全体のまちづくり、公園の位置、大きさ等も含めた概略のものができてるんだろうと、そういうふうに理解します。そういうことでありますので、今回のこの陳情も引き継いで、その経過を踏まえながらどう扱うかということでもいいんじゃないかというふうに思いますので、引き続いて継続審査がいいんだろうというふうに判断します。

○細川委員長 ただいま継続審査の意見がございました。継続審査について採決を行います。本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 ありがとうございます。起立多数と認めます。よって閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

続いて日程3、先進地事例調査研究についてに移ります。

ここから先は委員会内での議論になりますので執行部の皆様、退場されて結構でございます。お疲れさまでした。

では続きまして日程第3、先進地事例調査研究についてを議題といたします。

まず委員の派遣についてお諮りいたします。先日、生活環境委員会において当委員会の視察候補先についてもあわせてお配りしておりますが、先進地事例調査研究を実施することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

行き先についてですが、先日もお伝えしましたとおり、先日というのは生活環境委員会でございますが、相手方の都合等もございますので、視察先の調整や経費等の手続については正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもちまして本日の小方地域まちづくり対策特別委員会の全ての日程を終わりました。

以上で終わります。お疲れさまでした。

13：20 閉会